

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(平13条例15・一部改正)

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、鯖江市役所前および越前町役場前の掲示場に掲示して行う。

(平13条例15・平17条例1・一部改正)

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布もしくは公表の旨の前文、年月日および管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

(その他の規則および規程の公表)

第5条 第2条の規定は議会の会議規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。ただし、第2条中「管理者」とあるのは「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。ただし、同条第1項中「管理者」とあるのは「管理者印」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

(平13条例15・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和48年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年5月1日から適用する。

附 則(平成13年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成17年4月1日から施行する。